

保険番号マ9 (埼玉県11)

番号	設定項目名	制度名	川越市										さいたま市			新座市			朝霞市・和光市・志木市					戸田市													
			老人	乳幼児			重度心身障害者			ひとり親	難病	老人	子ども	重度障害	子育て支援	心身障害者	ひとり親	乳幼児	重度障害	ひとり親	子ども	重度障害	ひとり親			子ども	障害	ひとり親									
1	保険番号		141	399	143	243	299	142	242	199	499	151	180	280	743	442	542	353	352	354	343	342	344	481	482	383	483	583	443	262	263						
2	法別番号		41	41	43	43	43	42	42	42	99	88	80	80	81	82	82	81	82	83	43	42	44	81	82	83	83	83	81	82	83						
3	短縮制度名		老人1割	老人償還	乳児市国	乳児社組	乳児償還	障害市国	障害社組	障害償還	親償還	県難病	老人市国	老人社組	川こども	川越障	川越障高	子育て支援	心身障害者	ひとり親	4市乳児	4市障害	4市マル親	子ども	重度心身	ひとり親	ひとり親	ひとり親	戸田こども	戸田障	戸田親						
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7						
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3						
9	年齢(開始一終了)		68-69	68-69	0-15	0-15	0-15	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	68-69	68-69	0-15	0-15	0-69	65-999	0-15	0-999	0-999	0-15	0-69	0-999	0-15	0-69	0-999	0-999	0-15	0-999	0-999						
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10						
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
12	レセプト請求(印刷)		0	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0						
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0						
※	所得情報												本人			低所得			本人					低所得													
14	外来負担区分		1	3	2	3	3	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2					
15	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	0		
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
24	入院負担区分		1	3	1	3	3	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2				
25	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0		
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	1月上限額		40200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3				

- 【老人1割】：本人負担1割の患者に適用。川越市をサンプルに市の医療費請求書に印刷出力します。  
 【老人償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。標準の「償還払一覽表」に印刷出力します。  
 【川越市以外の医療機関でご使用いただく事を考慮し、本保険番号併用患者分の請求は国保請求書に集計しております。】
- 乳幼児医療費  
 【乳児市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。適応年齢は市町村によって異なるようす。請求書は川越市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。  
 【乳児社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。適用年齢は市町村によって異なるようす。通常通り負担金を徴収下さい。支給申請書は川越市の指定用紙にサンプル印刷  
 【乳児償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。適用年齢は市町村によって異なるようす。標準の「償還払一覽表」に出力します  
 ★ その他の市町村で独自請求書にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願ひしております。なおその他市町村では「乳児償還」を使用下さい。受給者一覽表(標準の償還払一覽表)を印刷します。参考にして指定請求書に手書き願ひます。
- 重度心身障害者医療費  
 【障害市国】：市町村国保患者に適用。窓口負担なし。請求書は川越市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。  
 【障害社組】：社保、組合国保患者に適用。窓口では自己負担有り。通常通り負担金を徴収下さい。  
 ★ その他の市町村で独自請求書にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願ひしております。なお、川越市を含む市町村では【障害償還】を使用下さい。受給者一覽表(標準の償還払一覽表)を印刷します。この結果を参考に各市町村指定の支給申請書または請求書に手書きを願ひします。
- ひとり親医療費  
 【ひとり親償還】：窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。標準の「償還払一覽表」に印刷出力します。  
 【県難病】：54難病の埼玉県独自の拡大給付です。レセプト請求です。患者登録一所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。※平成27年1月制度開始、平成29年10月より法別番号変更  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録一所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
- ★ 新座市(平成18年1月) ※平成20年4月より志木市、平成22年1月より朝霞市、和光市、平成24年4月より新座市の子ども・ひとり親、平成24年10月より新座市の障害が社保・国保ともにレセプト請求となるので保険番号481等を使用してください。  
 請求用「医療費明細書」はユーザにてカスタマイズをお願いします。(但し、新座市で使用の本明書をサンプルに提供しています)  
 子ども、重度心身障害  
 ひとり親 ※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本側で提供します。上限額を越えた時点から累積額を請求発生します。なお、負担が発生した場合、同月に受診が有れば再計算および請求書領収書の再発行を行ない、必要に応じて入金処理も行って下さい。  
 【本人(一般課税所得者)】：医療機関での金額管理が必要です。 「低所得」：乳幼児、重度心身障害同様です。
- ★ 川越市(子ども、ひとり親)平成24年4月、障害：平成24年10月)、朝霞市・和光市(平成22年1月)、志木市(平成20年4月)  
 助成内容は新座市等と同様。請求方法は社保国保ともにレセプト請求。(21,000円以上で償還払いとなる場合はレセプト請求ではない) ※平成22年1月より朝霞市・和光市もこちらを使用してください。朝霞市・和光市はひとり親の自己負担廃止。  
 子ども、重度心身障害  
 ひとり親 ※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本側で提供します。上限額を越えた時点から累積額を請求発生します。なお、負担が発生した場合、同月に受診が有れば再計算および請求書領収書の再発行を行ない、必要に応じて入金処理も行って下さい。  
 朝霞市・和光市(保険番号383)・・・「本人(一般課税所得者)・低所得」・乳幼児、重度心身障害同様です。  
 志木市(保険番号483)・・・「本人(一般課税所得者)」：外は月1,000円の患者負担で一部負担金の月合計が21,000円を超えた場合は全額償還払いです。入院は金額関係なく償還払い。「低所得」：乳幼児、重度心身障害同様です。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」の左側を「3」で設定が必要です。低所得には本体対応が有り月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。  
 志木市(保険番号583)・・・自己負担なし  
 ※幸手市ひとり親(平成23年7月より現物給付、レセプト請求)、杉戸ひとり親(平成23年10月より現物給付、レセプト請求)も保険番号583と同制度のようす。
- ★ さいたま市(平成17年8月) ★ 食事療養費標準負担額の1/2が支給の対象となります(環境医療費の自己負担がある場合は助成対象外)。対象保険一全ての主保険(社保、国保、国組) 請求書についてはユーザカスタマイズをお願いします。 ※平成21年4月より制度変更・社保国保ともにレセプト請求  
 子育て支援  
 ひとり親 窓口負担無し。小学校就学までの乳幼児対象。請求方法：乳幼児医療費請求明細書、乳幼児医療費請求明細書送付表 ※平成20年4月に「乳幼児」から「子育て支援」へ名称変更、平成21年10月より対象年齢が中学卒業まで拡大  
 心身障害者 窓口負担無し。請求方法：ひとり親医療費請求明細書、ひとり親医療費請求明細書送付表  
 窓口負担無し。請求方法：心身障害者医療費請求明細書、心身障害者医療費請求明細書送付表
- ★ 川越市(平成17年9月)  
 老人 川越市老人は平成16年1月から制度が変わり、主保険が市町村国保の受給者については、レセプト請求となりました。子ども、障害は平成24年10月より、レセプト請求へ変更となります。  
 子ども 障害 【老人市国】は市町村国保に、【老人社組】は組合国保または社保に適用します。そのため、川越市用の設定(180:市町村国保、280:組合国保・社保)を追加します。上記180の市町村国保分の公費助成金は国保請求書に集計し、且つ総括表にも独立(41老人医療の下限)で集計します。  
 ひとり親 ※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本側で提供します。 上限額を越えたら全額償還払いになります。  
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担が発生させない特殊処理を本側で提供します。 上限額を越えたら全額償還払いになります。 ※平成30年8月より川越障高の上限額の変更
- ★ 戸田市  
 子ども 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。小学校就学までは請求書での請求(戸田市子ども医療費請求書)。就学後は償還払いのようす。 ※平成18年4月から制度が変わり、現物給付となりました(就学前)。平成25年1月より中学校就学まで現物給付でレセプト請求へ変更。  
 障害者 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求。 ※平成22年9月より現物給付、レセプト請求となりました。  
 ひとり親 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。請求方法：ひとり親家庭等医療費請求書(カスタマイズをお願いします) ※平成22年9月より現物給付となりました。平成25年1月よりレセプト請求へ変更。



保険番号マス9 (埼玉県11)

番号	設定項目名	富士見市・ふじみ野市・三芳町					松伏町					滑川町	秩父市	飯能市	入間市	日高市		羽生市
		制度名	子ども	障害	ひとり親	障害	障害	障害	子ども	障害	障害	ひとり親	ひとり親					
1	保険番号	471	472	572	473	573	362	462	562	662	762	672	772	671	252	452	673	773
2	2別番号	81	82	82	83	83	82	82	82	82	82	82	82	81	82	82	83	83
3	短縮制度名	子ども	障害	障害限度	親負有	親負無	松障無	松障有	松障土建本	松障土建家	松障建設	滑川障害	秩父障害	飯能子	入間障害	日高障害	日高親	羽生親
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)	0-15	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-999	0-12	0-999	0-999	0-999	0-999
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)	0	0	3	0	0	3	3	3	3	3	0	3	0	0	3	0	0
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
※	所得情報			本人	低所得												本人	低所得
14	外来負担区分	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	0	1000	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	0	21000	0	0	1000
21	1月院外上限額	0	0	0	0	1000	0	21000	10010	21000	21000	21000	21000	0	21000	0	0	1000
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	2	2	2	2	1	2	2	1	3	3	1	1	2	1	2	1	1
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	100	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	21000	0	0	5010	21000	0	21000	0	0	0	21000
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) ★ 富士見市、ふじみ野市、三芳町

- 子ども 窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。専用の請求書(子ども医療費に関する診療報酬請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※小・中学生は償還払いのようです。(平成24年10月より中学生まで窓口負担がなくなる予定です)
- 障害 窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。専用の請求書にて請求(重度心身障害者医療に関する診療報酬請求書)。カスタマイズをお願いします。
- ひとり親 【障害限度】： 社保で限度額認定証を使用した場合、富士見市であり非課税世帯で食事療養費標準負担額を助成する場合は専用の請求書にて請求する。カスタマイズをお願いします。

★ 松伏町

- 障害 【松障無】： 窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。松伏町町期高齢者広域連合の場合はこちらになるようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。
- 【松障有】： 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
- 【松障土建本】： 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の本人はこちらになるようです。
- 【松障土建家】： 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の保険加入7ヶ月以降の家族はこちらになるようです。
- 【松障建設】： 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。建設国保組合で本人はこちらになるようです。

★ 滑川町(平成24年10月)

- 障害 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費標準負担額を助成します(生活療養費については助成対象外)。食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。

★ 秩父市(平成25年4月)

- 障害 社保であり70歳未満で限度額認定証の提示がない場合、上限額を超えた分の患者負担あり。
- 子ども 窓口会計時に当月累積負担金額が(総医療費-267000円)×1%を超える場合、上限額を超えた分を患者負担とする特殊処理を本体制で提供します。
- ひとり親 日レセ4.70はシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」にて「負担金計算(3)」タブの「限度額認定証提示が無い場合の特別計算」を「1」で設定を行う。※食事療養費標準負担額は助成対象外です

★ 飯能市

- 子ども 保険番号181と同制度のようです。
- ひとり親 後期高齢者、国保社保の前期高齢者は保険番号573と同制度、国保社保の70歳未満の場合は保険番号183と同制度のようです。

★ 入間市

- 障害 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。平成26年7月より対象年齢の変更(小学6年生まで対象)、レセプト請求となるようです。

★ 日高市

- 障害 国保、後期高齢者で特定の医療機関では専用の請求書での請求となるようです。カスタマイズをお願いします。社保等それ以外は償還払いとなるようです。保険番号199をご使用ください。窓口負担無し。食事療養費については19歳までは全額助成、それ以外は2分の1の助成となるようです。
- 子ども 請求書請求の場合であっても食事療養費は現物給付ではない為、一旦窓口で支払い後日患者が請求することになります。※平成29年10月よりレセプト請求へ変更。社保の場合は保険番号182と同制度となるようです。
- ひとり親 保険番号443と同制度のようです。

★ 羽生市(平成27年1月)

- 障害 患者負担無し。食事療養費は中学生まで助成対象、以降は助成対象外。羽生市国保・後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払い、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
- 子ども 羽生市国保・後期高齢者で食事の助成がある場合は保険番号262、無い場合は保険番号782、それ以外で食事の助成がある場合は保険番号372、ない場合は保険番号182をご使用ください。前期高齢者は使用不要です。
- ひとり親 保険番号381と同制度のようです。

★ 秩父市

- 子ども 課税者は外来月1000円、入院日1200円の患者負担、非課税者は患者負担はありません。食事療養費は助成対象です。後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払い、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
- ひとり親 月21000円を超えると全額償還払いとなります。後期高齢者の場合は保険番号263をご使用ください。それ以外の場合に使用ください。前期高齢者は使用不要です。

※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」設定と異なる記載(入院)の左側を「3」、食事負担金計算(1)タブの「医療費負担金額計算(外来)」医療費負担金計算(入院)の左側を「3」、食事負担金計算(入院)の左側を「1」で設定が必要です。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

保険番号マスク (埼玉県11)

番号	設定項目名	伊奈町			長瀨町		白岡市	東京都		
		子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	障害	マル都医療券	心身障害者	
1	保険番号	771	552	363	652	463	752	599	699	799
2	法別番号	81	82	83	82	83	82	82	80	80
3	短縮制度名	伊奈子	伊奈障	伊奈親	長瀨障	長瀨親	白岡障	マル都医療	都障負有	都障負無
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)	0-18	0-999	0-999	70-999	70-999	0-999	0-999	0-999	0-999
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)	3	3	3	0	0	0	3	3	3
13	レセプト記載	0	0	0	1	1	1	0	0	0
※ 所得情報										
14	外来負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	2
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	10	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	14000	0
21	1月院外上限額	21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	14000	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	2
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	10	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	1	0
30	1月上限額	21000	21000	21000	8000	8000	15000	10000	57600	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) ★ 伊奈町(平成27年4月)

子ども

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。

※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。平成31年4月より外来は保険番号181と同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」の左側を1の設定が必要です。

障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。平成27年4月より償還払いから請求書請求へ変更。カスタマイズをお願いします。

※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。平成31年4月より外来は保険番号182と同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。平成27年4月より償還払いから請求書請求へ変更。カスタマイズをお願いします。

※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。平成31年4月より外来は保険番号183と同制度です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 長瀨町

障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 白岡市(平成28年1月)

障害

白岡市の制度。社保国保で前期高齢者の場合に適用。後期高齢者は保険番号782、70歳未満は保険番号182と同制度のようです。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。

上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 東京都

マル都医療券

「マル都医療」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「設定額を助成する負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

障害

「都障負有」「都障負無」(東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。)\*平成30年8月より月上限額の変更